

札幌市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用ガイドライン

平成26年9月12日管財部長決裁
令和3年2月24日一部改正
令和4年4月7日一部改正

1 関係規程

- (1) 札幌市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年条例第39号。以下「条例」という。）
- (2) 札幌市契約規則（平成4年規則第9号。以下「規則」という。）
- (3) 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成20年3月28日財政局理事決裁。以下「要領」という。）
- (4) 札幌市物品・役務契約等事務様式基準（平成20年3月28日管財部長決裁。以下「様式基準」という。）

2 条例で定める長期継続契約とは

地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令第167条の17の規定により、条例で定める長期継続契約は、「翌年度以降にわたり」物品を借入れ又は役務の提供を受ける契約としている。具体的には下記3(1)のとおりであるが、これは、契約締結日の属する年度において物品を借入れ又は役務の提供を受けることを原則とし、債務負担行為を予算で定めることなく、複数年度にわたる契約の締結を可能とする制度である。

3 長期継続契約の対象範囲と契約期間（要領第27条）

(1) 対象範囲（別紙1参照）

ア 条例第2条第1号に該当する契約（以下「第1号契約」という。）

商事に関する事実上の慣行又は事実たる習慣により、3年以上にわたり物品を借り受ける契約を締結することが一般的となっているもの（リース契約）

【長期継続契約の対象とならない物品の借入れ】

- ・ レンタル物品（例：レンタカー、観葉植物、玄関マットなど）
- ・ リース切れ物品の再リース

イ 条例第2条第2号に該当する契約（以下「第2号契約」という。）

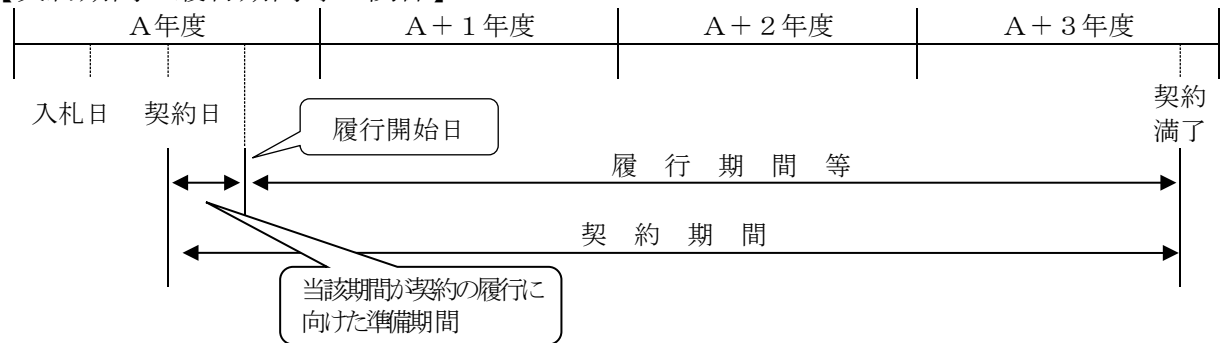
毎年、年間を通してほぼ日常的に役務の提供を受ける契約で、その給付が毎月一定の額（単価契約の場合にあっては業務量に応じた額）であるもののうち、別紙1に掲げる具体的要件に該当するもの。

特定随意契約による役務契約は、その性質又は目的からやむを得ず特定者と契約を締結するため、安定的な役務の提供の確保に支障を来たすものとは考えられず、また、毎年、契約方法（契約の相手方）を見直す機会を確保する必要もあることから、別紙1第2項①に該当する場合を除き、原則、長期継続契約は締結できません。

(2) リース期間又は履行期間（要領第27条）

長期継続契約のリース期間又は履行期間（以下「履行期間等」という。）については、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者と契約を締結する必要があることから、定期的に契約を見直す機会を確保するため概ね3～5年程度とし、契約形態別に別紙1のとおりとする。

【契約期間と履行期間等の関係】



契約の締結から給付を受け始めるまでの間は、受注者が契約の履行に備えて人員や機材を調達する準備期間となります。

契約における競争性、透明性及び公平性を図るためにも、準備期間は十分設ける必要がありますので、計画的な発注を心掛けてください。

4 契約にあたっての留意事項

長期継続契約は、契約金額の全額が義務費となる債務負担行為による契約と違い、給付が各年度の予算の範囲内に限られるため、当該経費に係る予算が削除又は減額された場合、契約を解除する必要がある。

このため、長期継続契約の締結に当たっては、途中で契約解除が生じないようにその必要性を十分検討したうえで行なうこと。なお、契約期間中において契約の変更や解除が想定されるもの又は契約期間における総給付額の確約がなければ契約し難いものについては、長期継続契約に適さないので留意すること。

万が一、予算が削除又は減額となった場合には、まず契約内容を見直すなどの措置を行って既配当予算内で契約が継続できるよう努め、真にやむを得ない事情から契約を継続することができない場合に限り契約を解除すること。

なお、契約を解除する場合は、契約の相手方に、あらかじめ契約解除に至った状況を説明し理解が得られるよう努め、一方的な通知により契約を解除しないこと。

リース契約は、契約の相手方に新たに購入させた物品を本市が借り受けて、当該購入費用その他の諸経費をリース料として支払う契約のため、性質上、中途解約が認められておらず、もし中途解約を行なった場合には、残リース期間のリース料に相当する違約金を支払うことが一般的となっています。

本市のリース契約約款では違約金の定めはありませんが、やむを得ず中途解約した場合には、運用上、残リース相当額を精算する取扱いとしております。

なお、このことは多額の初期投資が発生する役務契約（別紙1第2項①に該当する業務）についても同様となります。

5 契約事務手続

(1) 管財部長への事前協議（要領第27条の2）

条例に基づく長期継続契約を行う場合は、次に掲げるものを除き、あらかじめ管財部長に事前協議（様式基準 共通 - 第1号様式）すること。

ア 第1号契約のうちリース期間が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数の70%（3年未満の場合は3年とし、耐用年数が10年以上の場合は60%とする。端数は切り捨てる。）から120%（端数は切り上げる。）の範囲内のもの

イ 第2号契約のうち履行期間が5年の建物（国土交通省が定める「建築保全業務積算基準」に基づく保全業務を委託して行う施設を含む。以下同じ。）の機械警備業務

機械警備とは、警備対象施設に設置した機器が感知した事故情報を、電話回線等を利用して、当該警備対象施設以外の監視施設で受信し、これに基づき警備対象施設を警備するものです。

ウ 第2号契約のうち履行期間が3年の次に掲げる業務

(ア) 建物の清掃業務

(イ) 建物の警備業務（建物の機械警備業務を除く。）

(ウ) 建物のボイラー等設備運転・監視業務（業務従事者が常駐して行うものに限る。）

(エ) 電話交換業務

エ 管財部長が協議結果通知書において、次回更新時における事前協議を不要と特記したもの

- ・長期継続契約の適用は、契約における競争性の確保や諸事情を考慮し個別に判断します。
- ・本庁の事業主管課による指導・調整に基づき、各区役所において共通の契約を締結するものにあっては、本庁の事業主管課が事前協議書を作成の上、契約管理課へ提出願います。

(2) 既リース契約の更新

再リースが可能な場合であって、既リース契約が会計年度末日に満了し、新たにリース契約を締結する際は、例えば半年間再リース契約を締結することにより、その後の更新時において、リース開始期間が契約締結年度に属するよう調整願いたい。

【4月1日付で再リース契約を締結する場合における債務負担行為の設定について】

地方自治法第232条の3の規定により、支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないとされています。

再リース契約は、既に相手方の履行がなされており、相手方において準備行為を行う必要がなく、かつ、再リース契約は、相手方は特定されているため、予定価格に応じ、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号又は第2号を適用した特定随意契約となります。したがって、入札によらず相手方から見積書を徴することで契約を締結することが可能となりますので、単年度内にて再リースする場合にあっては予算に債務負担行為を定める必要はありません。このことは、買取りの場合も同様となります。

(3) 予定価格及び契約方法

長期継続契約における予定価格及び契約方法の判断基準は、次のとおりである。

ア 予定価格

月額で設定すること。ただし、第2号契約でこれにより難しいときは、月額以外の単価によることができる。

イ 契約方法(契約締結権者)の判断基準

支出予定総額(月額×全履行月数)により判断すること。

【物品の借受けの例】

予定月額：27,000円(消費税等相当額含む。)

リース期間：●01.10.1～●04.9.30(36ヶ月)

○支出予定総額の算出 予定月額 27,000円×リース期間 36月 = 972,000円

○契約方法 一般(又は指名)競争入札(支出予定総額が80万円を超えるため)

○契約締結権者 部長等(支出予定総額が50万以上200万円未満のため)

ウ 政府調達(WTO)の規定の適用

次の①、②に定める額が政府調達(WTO)の適用基準額(以下「基準額」という。)以上となった場合には、政府調達(WTO)が適用されるため、原則、一般競争入札を行うこととなる。

なお、基準額は2年ごとに改正されるため、留意すること。基準額は契約管理課庁内ホームページに掲載している基準額変更に係る通知を確認すること。

① リース契約

リース期間のすべてにおける予定賃借料の総額に見積残存価格(借り入れた物品等をその借入れの終了の時に買い入れるとした場合の予定価格)を加えて得た額

予定賃借料の総額(予定月額×リース期間) + 見積残存価格 ≥ 基準額

【見積残存価格について】

リース月額は、借り入れる物品の購入価格に金利、租税公課、保険料等を加えた額をリース期間で除した額となります。

リース月額 = (購入費用+金利+租税公課+保険料等) / リース期間

ところで、自動車、建設機械、工作機械などのように中古市場が確立している場合には、リース期間満了時点における市場価格を想定することができます。このリース期間満了時点における市場価格を一般的に見積残存価格といいます。この場合のリース月額は、借り入れる物品の購入価格から見積残存価格を控除した額をベースに算定することとなります。

なお、政府調達の規定の適用の判断は、総務省より国で統一した取扱いを定めたものではなく、算定は各団体の考え方に委ねるとの回答をいただいておりますので、該当が想定される契約がございましたら、契約管理課にご相談ください。

② 役務契約

契約期間のすべてにおける予定価格の総額

予定価格の総額(予定月額×履行期間) ≥ 基準額

(4) 入札告示（指名通知）

ア 契約解除特約の周知（規則第4条、第17条）

長期継続契約における入札告示（指名通知）には、予算の削除又は減額があった場合、契約を解除することがある旨を付記すること。

【入札告示記載例】

(3) 履行期間 年 月 日から 年 月 日までとする。

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

イ 入札（見積）記載金額

入札（見積）記載金額が、月額であることを記載すること。

【入札告示記載例】

(4) 入札の方法 月額で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（※当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望月額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

〔※（ ）の適用は、入札を月額で行う場合のみです。その他の単価にあっては、原則1円未満の端数整理は行いません。〕

ウ 契約条項の周知（要領第8条、第20条）

長期継続契約の性質上、入札参加資格者には、契約解除特約や支払方法等の契約条件を踏まえて競争入札に参加してもらう必要がある。そのため、入札説明書（又は指名通知書）の交付にあつては、契約書案（契約約款を含む。）を添付のうえ入札参加資格者に交付すること。

(5) 契約書の作成（要領第53条、第93条）

長期継続契約については、次の事項に留意し、必ず契約書を作成すること。

ア 契約解除特約（要領第28条）

契約書には、長期継続契約に係る予算の削除又は減額があった場合、契約が解除できるよう契約解除の特約を付記する。

【記載例（様式基準 役務－第5号様式）】

2 履行期間 年 月 日から 年 月 日までとする。

ただし、委託者は、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る歳出予算について削除又は減額があった場合には、この契約を解除することができる。

イ 月中途における請求金額（支払金額）

履行期間等の始期又は終期が月の中途に係る場合の当該月分の請求金額（支払金額）は、当該月の暦日数に基づく日割計算により算定した額とする。

【記載例（様式基準 物品－第19号様式）】

1 契約金額（賃料） 月 額 金 円
（うち消費税及び地方消費税の額 円）
賃貸借期間の始期又は終期が月の中途に係るときの当該月分の賃料は、当該月の暦日数に基づく日割計算により算定した額とする。

（参考）日割計算をすることが実態に照らし適切でない場合

自動車のリース契約のように、履行開始月の初日が休日のため陸運支局にて検査登録ができないこと等により、履行期間の始期が翌営業日とならざるを得ない場合には日割り計算を行う必要はありません。その際の契約書の記載方法についてご不明な点がありましたら契約管理課までご相談ください。

ウ 契約保証金及び違約金（賠償金）

契約保証金及び違約金（賠償金）の額は、次表のとおり。

項 目	金 額
契約保証金又は 違約金（賠償金）	契約金額（月額※）を1年間当たりの額に換算した額（月額※ ×12）の100分の10に相当する金額
談 合 違 約 金	履行期間の全てにおける総給付額（契約金額（月額※）×全履 行月数）の100分の20に相当する金額

※ 「1 m³当たり〇〇円」といった月額以外の単価で契約している場合は、1月当りの平均予定数量に契約単価を乗じて得た額となる。

（参考）入札保証金の納付額について

入札保証金を納付させる場合は、入札金額を1年間当たりの額に換算した額の100分の3の額が納付額となります。

6 支出負担行為伺について

長期継続契約は複数の会計年度にわたる契約となるため、翌会計年度以降の給付分については、各会計年度の初日に、各会計年度の給付額の範囲内で支出負担行為伺の決裁を得ること。

7 リース物品の買取り等について（要領第55条）

(1) 買取り又は再リースが想定される場合

リース期間満了後のリース物品については返還が原則となるが、要領第55条に基づき買取り又は再リースをすることができる。しかし、買取り又は再リースの協議に関する条項は、様式基準で定める様式（物品－第24号様式）では規定していないため、買取り又は再リースがあらかじめ想定されるときは、仕様書に「リース期間満了後におけるリース物品の買取り又は再リースについて当事者は協議をすることができる。」旨を記載すること。

【リース物品の返還費用】

リース期間満了後にリース物品を契約の相手方に返還する際の費用は、特段の定めがない限り、返還債務を負う本市が負担することとなります。このため、リース期間満了後において買取り又は再リースを想定せず、返還する場合には、その費用の負担についての定めを仕様書に記載してください。

(2) リース物品の買取り等の事務手続き

買取りを行う場合は再リースよりも、再リースを行う場合は買取りよりも経済的に有利であることを確認する必要があるため、以下の手順に従って事務処理を行うこと。

ア 買取りを行う場合（様式1）

- ① 当該リース物品を引き続き使用する想定の間を設定する。
- ② 要領第55条第2項第1号の買取りの必要性があることを確認する。
- ③ 買取りに係る入札書等比較価格（以下「買取比較価格」という。）と再リースに係る入札書等比較価格を想定期間に換算した額（以下「再リース比較価格」という。）を比較して、買取比較価格の方が低廉であることを確認する。

⇒ 経済性の判断

- ④ 買取比較価格が要領第55条第2項第2号を満たしていることを確認する。

⇒ 限度額の確認

- ⑤ 買取りを行う。

イ 再リースを行う場合（様式2）

- ① 当該リース物品を引き続き使用する想定の間を設定する。
- ② 要領第55条第3項第1号の再リースの必要性があることを確認する。
- ③ 再リース比較価格と買取比較価格（又は要領第55条第2項第2号ア）を比較して、再リース比較価格の方が低廉であることを確認する。

⇒ 経済性の判断

- ④ 再リースに係る入札書等比較価格を一年間に換算した額が要領第55条第3項第2号を満たしていることを確認する。

⇒ 限度額の確認

- ⑤ 再リースを行う。

再リースは長期継続契約の対象とならないため、当初想定した期間が複数の会計年度にわたるときは、債務負担行為を設定しない限り会計年度毎に契約の締結が必要となります。この場合、翌年度以降の会計年度毎に締結する契約については上記の判断をする必要はありません。

ウ 再々リースを行う場合（様式3）

- ① 要領第55条第5項第1号の当初想定した期間を超えて引き続き使用する必要があると認められる特段の事由があることを確認する。
- ② 再リース期間中におけるリース料の総額（税抜）に再々リースに係る入札書等比較価格を再々リース期間に換算した額を加えた額が、要領第55条第2項第2号アの額以下であることを確認する。
- ③ 再々リースを行う。

その他契約方法、出納事務については別紙2「長期継続契約完了後のリース物品買取り等に係る事務処理」に基づき事務を行ってください。

(3) 支出負担行為何

リース物品の買取り又は再リースに係る支出負担行為を行う際は、要領第55条で定める要件を満たしていることを明らかにする必要があるため、支出負担行為何には必ず様式1～3のいずれかを添付すること。

また、当該支出負担行為何の原義は、札幌市公文書管理規則第9条第1項及び札幌市事務取扱規程第33条第2項第2号により、契約の目的が達成された日（一連の長期継続契約が完了した日）の属する年度の翌年度の4月1日が保存期間の起算日となるため、留意すること。

リース期間満了後に譲渡を義務付ける旨の契約書への記載は、債務負担行為を予算で定めた上で行なう必要があり、長期継続契約では行えないので厳に慎むこと。

8 情報セキュリティ機器のリース物品の返還について

市の情報資産を保存したことのあるHDD, SSD, 内臓フラッシュメモリ（以下「HDD等」という。）の記憶装置が搭載されたリース物品のリース会社への返還に当たっては、市民の個人情報や市政運営上重要な情報などが流出することのないようデータ消去の徹底を行うこと。

データ消去の手順については、総務局情報システム部が定めている「情報システム機器廃棄等時におけるデータ消去の手引き」を遵守すること。

HDD等の記憶装置が搭載された物品のリース契約を行う際は、データの確実な消去を目的として、HDD等の記憶装置はリース期間満了後、札幌市に所有権を移転するものとして仕様書に定めるのが望ましいが、この場合は長期継続契約とすることができず債務負担行為を要することから、留意すること。

やむを得ない理由により債務負担行為の設定が難しい場合は、7(1)に記載しており、仕様書に「リース期間満了後におけるリース物品の買取り又は再リースについて当事者は協議をすることができる。」と記載することで長期継続契約による複数年契約を結ぶことができる。

長期継続契約ができる契約の範囲とその契約期間について

札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第 27 条第 1 項及び第 2 項に規定する契約は、次表に掲げるものとする。

	具 体 的 要 件	想定する契約	履 行 期 間 (借 受 期 間)
第 1 項	商事に関する事実上の慣行又は事実たる習慣により、3 年以上にわたり物品を借り受ける契約を締結することが、一般的となっているもの (リース契約(※1))	・電子計算機等のリース ・自動車のメンテナンス・リース	・原則、リース物品の経済的耐用年数(※2)の範囲内とする。
第 2 項	毎年、年間を通してほぼ日常的に役務の提供を受ける契約で、その給付が毎月一定の額(単価契約の場合にあっては業務量に応じた額)であるもののうち、次に掲げるもの		
	① 契約の履行に当たり、多額の初期投資が必要なものであって、その初期投資に要した経費の単年度での回収が困難であるもの	・庁舎の機械警備業務	・5 年を限度とする。 ・上記により難しいときは、初期投資に係る物品の経済的耐用年数(※2)を限度とする。
	② 障がい者福祉施設等の社会福祉施設において、利用者と日常的に接するものであって、利用者の利便等、施設の趣旨又は目的により、複数年度にわたり契約を締結しなければ、安定的な役務の提供の確保に支障を来すもの	・直接、障がい者又は乳幼児と接する必要がある業務	・3 年を限度とする。
	③ 契約者が技術の習得及び訓練に一定の期間を要するものであって、業務の性質上複数年度にわたり契約を締結しなければ、安定的な役務の提供の確保に支障を来すもの	・電話交換業務	・3 年を限度とする。
	④ その他複数年度にわたる契約を締結しなければ安定的な役務の提供の確保に支障を来すもの	・建物の清掃業務 ・建物の警備業務 ・建物のボイラー等設備運転・監視業務	・3 年を限度とする。

※1 リース契約は、本市が必要とする物品を、本市に代わってリース会社が購入し、それを本市が借り入れて使用し、リース会社が負担した購入代金や金利などの経費をリース料として支払う契約をいう。

2 リース期間は、当該物品の経済的耐用年数(法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号))の 70% (3 年未満の場合は 3 年とし、耐用年数が 10 年以上の場合は 60%とする。端数は切り捨てる。)～120% (端数は切り上げる。)の範囲をいう。)で設定すること。

(例) 法定耐用年数 6 年 (72 月) の物品の場合、下記の範囲内で設定する。

72 月×70%=50.4 月→50 月

72 月×120%=86.4 月→87 月

3 履行期間が単年度以内の契約は、長期継続契約の対象となりません。

長期継続契約完了後のリース物品買取り等に係る事務処理

長期継続契約により借受けた物品を、リース期間満了後買取り又は再リースをするときは、次表に留意して事務処理を行ってください。

	買取りができるもの	再リースができるもの
(1) 対象物	次のいずれかに該当する場合に限る。 ア 個人情報を取り扱う電子計算機等の物品で、個人情報保護の観点から、自ら当該物品を廃棄する必要があるとき イ リース期間満了後も十分使用に耐えられる物品で、業務上当該物品の買取りを行って使用する必要がある場合であって、再リースを行う場合よりも経済的に有利であるとき	リース期間満了後も十分使用に耐えられる物品で、業務上当該物品を再リースを行って使用する必要がある場合であって、買取りを行う場合よりも経済的に有利であるとき
(2) 予定価格限度額	入札書等比較価格が、次のア又はイにより算出された額のいずれか低い額を超えないこと。 ア 本体価格／リース料率(※)×5/100 イ 本体価格×2	入札書等比較価格を一年間に換算した額が左記イの額を超えないこと。
(3) 契約事務	通常の商品購入と同様の事務処理に基づいて、随意契約により契約を締結すること。	通常の商品購入と同様の事務処理に基づいて、随意契約により契約を締結すること。
(4) 物品の出納事務	ア 上記(1)アの廃棄の目的で買取りを行った物品については、札幌市会計規則運用方針(昭和54年各部(所)長あて会計室長通ちよう)第130条の2関係第1項第4号に該当するものとして、同第2項の規定に基づき出納等の手続を省略できるものとする。 イ 上記(1)イの目的で買取りを行った物品については、一般の商品の購入と同じ事務処理による。	札幌市物品・役務契約等事務取扱要領第79条の規定に基づき物品の出納事務を行なうものとする。
(5) 注意事項	契約の相手方に対して無償譲渡を強要するような行為は絶対に行わないこと。	ア 再リースは長期継続契約の対象外。 イ 再リース後の更新は必要と認められる特段の事由がある場合に行うことができるが、再リース料総額(月額×再リース期間)と再々リース料総額(月額×再々リース期間)の総額が左記(2)アの予定価格限度額を超えないこと。 ウ 再リース後のリース物品の買取りは原則認めない。

※ リース料率は、当初契約の締結の際に予定価格(積算額)の算出に用いたリース料率です。